

令和6年仙審第4号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年4月27日07時04分半

宮城県牡鹿半島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 16.76メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 ５７０キロワット

３ 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成８年１月に進水した、まぐろはえ縄漁業に従事するF R P製漁船で、長船尾楼甲板前部に、床面から天井までの高さが約１メートルの上層及び床面から天井までの高さが約２メートルの下層がそれぞれ操舵室として区画された甲板室を配し、下層の操舵室右舷側天井部に上層の操舵室右舷側床面に通じる開口部が設けられていた。

そして、上層の操舵室には、G P Sプロッター、レーダー１台、簡易型船舶自動識別装置（A I S）、魚群探知機、舵角指示器、自動操舵装置、操舵ができる遠隔管制器等が、下層の操舵室には、操舵スタンド、機関遠隔操縦装置等がそれぞれ装備されていた。

(2) 牡鹿半島等

牡鹿半島は、西岸を宮城県石巻湾東部に面し、南及び東西の各沖合に、藻類養殖業及び貝類等垂下式養殖業による養殖施設が敷設されていた。

また、牡鹿半島西方沖合には、二鬼城埼灯台から０６２度（真方位、以下同じ。）１．０海里、０８６度１．５海里、０８３度１．５海里、０８７度１．９海里、０９６度１．９海里、１０３度２．５海里、１１１度２．４海里及び０７６度１，２７０メートルの各地点に囲まれた区域に、平成３０年９月１日から令和５年８月３１日までの間、宮城県知事が宮城県漁業協同組合に対して免許した第１種区画漁業の免許番号区第２５３２号（以下「２５３２区画」という。）が設けられていた。

そして、２５３２区画内には、黒色、橙色又は黄色の浮玉が取り

付けられた多数の養殖施設が敷設されており、同養殖施設の北西端、南東端及び西端の3箇所に、灯高約2メートルの簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、宮城県仙台塩釜港塩釜区への入出港及び牡鹿半島西方沖合における航行の経験を多数回有し、石巻湾に敷設された定置網及び多数の養殖施設についての水路事情を把握しており、2532区画がAのGPSプロッターに白色の点線で表示されることを承知していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人、機関長ほかインドネシア共和国籍の甲板員3人及び同機関員3人が乗り組み、まぐろはえ縄漁の目的で、船首1.2メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和5年4月27日04時45分仙台塩釜港塩釜区の岸壁を発し、牡鹿半島東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a 受審人は、自身の操縦免許の有効期限が同5年4月18日に満了することを把握していたものの、更新手続きを行っていなかったことから、同操縦免許が失効していた。

a 受審人は、上層の操舵室のレーダーをヘッドアップ及びGPSプロッターをノースアップの各6海里レンジによるセンター表示としてそれぞれ作動させ、機関長を船首部甲板で見張りに当たらせるとともに、床面に座って操船に当たりながら仙台塩釜港塩釜区を航行した。

a 受審人は、仙台塩釜港塩釜区の港界を通過し、単独で石巻湾を航行して牡鹿半島西方沖合に至り、4月27日06時59分半二鬼城崎灯台から015度800メートルの地点で、2532区画から

離すつもりで針路を125度に定めて自動操舵とし、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、07時01分二鬼城埼灯台から045度760メートルの地点に達し、舵角指示器の指示計が左方に振れる状態になっていることを認めて遠隔管制器のつまみを操作したとき、針路が111度に転じられ、船首方の2532区画まで940メートルのところとなり、その後2532区画に向首接近する状況になったが、前方に養殖施設を示す浮玉及び簡易標識灯を見掛けなかったことから、予定進路上に戻っているものと思い、レーダー及びGPSプロッターを活用して船首方位を把握するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、2532区画に向首したまま続航し、07時03分半僅か前二鬼城埼灯台から075度1,170メートルの地点に至ったところで、再び舵角指示器の指示計が左方に振れる状態になっていることを認めて遠隔管制器のつまみを操作したところ、針路が094度に転じられて2532区画に進入し、07時04分半二鬼城埼灯台から079度1,460メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力4の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、船底外板に擦過傷、前進用及び後進用クラッチケーシングに亀裂等を生じ、僚船によって仙台塩釜港塩釜区に引き付けられ、養殖施設は、桁綱に切断等を生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、牡鹿半島西方沖合において、同半島東方沖合の漁場に向けて航行中、舵角指示器の指示計が左方に振れる状態になって遠隔管制器を操作した際、針路の確認が不十分で、２５３２区画に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、牡鹿半島西方沖合において、同半島東方沖合の漁場に向けて航行中、舵角指示器の指示計が左方に振れる状態になっていることを認めて遠隔管制器を操作した場合、２５３２区画がGPSプロッターに白色の点線で表示されることを承知していたから、２５３２区画に乗り入れることのないよう、レーダー及び同プロッターを活用して船首方位を把握するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、前方に養殖施設を示す浮玉及び簡易標識灯を見掛けなかったことから、予定進路上に戻っているものと思い、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、２５３２区画に向首接近する状況に気付かず進行して養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体、養殖施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和６年１１月２８日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文